

初診に係る特別料金を改定いたします

2025年3月より

初診時に紹介状を持参せずに受診した場合、診療費とは別にご負担いただいている「保険外併用療養費制度による特別料金」を、3月1日から次のとおり改定いたします。

7,700円(税込)

※「保険外併用療養費制度による特別料金」とは

厚生労働省は200床以上の病院と地域の医療機関との役割分担を進めており、初期の診療はかかりつけの医院・診療所等で行い、高度・専門医療は病院で行うことを目的に設けられた制度です。

初診に係る特別料金の対象にならない方

- 緊急な診療(救急車で来院)が必要な方
- 生活保護法による医療扶助の対象となる方
- 指定難病または障害等により、各種公費負担制度の受給対象となっている方
(乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障害者医療助成制度は除く。)
- 交通事故、労働災害で受診される方

2025年1月